

広島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年四月三日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「選挙（選挙）」及び「選挙（選挙）」を「選挙」に改める。

附 則

この規程は、令和七年六月一日から施行する。